

第 19 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成26年9月29日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 19 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成26年9月29日（月曜日）

午前10時0分開議

午後0時18分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（14人）

委員長 森 浩 二
 副委員長 内 野 幸 喜
 委員 西 岡 勝 成
 委員 鬼 海 洋 一
 委員 氷 室 雄 一 郎
 委員 荒 木 章 博
 委員 井 手 順 雄
 委員 重 村 栄
 委員 小早川 宗 弘
 委員 松 岡 徹
 委員 早 田 順 一
 委員 山 口 ゆたか
 委員 緒 方 勇 二
 委員 橋 口 海 平

欠席委員（1人）

委員 早 川 英 明

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一

環境局長 村 山 栄 一

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 江 藤 公 俊

環境立県推進課長 佐 藤 美智子

環境保全課長 川 越 吉 廣

自然保護課長 三 原 義 之

首席審議員兼

廃棄物対策課長 坂 本 孝 広

企画振興部

審議員兼

交通政策課課長補佐 財 津 和 宏

商工観光労働部

新産業振興局長 奥 菌 惣 幸

産業支援課長 古 森 美津代

エネルギー政策課長 村 井 浩 一

農林水産部

生産局長 山 中 典 和

水産局長 平 岡 政 宏

政策調整審議員兼

農林水産政策課課長補佐 宮 本 正

農業技術課長 園 田 誠

園芸課長 古 場 潤 一

畜産課長 矢 野 利 彦

農地整備課長 池 田 雄 一

首席審議員兼

森林整備課長 長崎屋 圭 太

林業振興課長 江 上 憲 二

森林保全課長 塩 木 康 博

水産振興課長 平 山 泉

漁港漁場整備課長 原 田 高 臣

水産研究センター所長 鎌 賀 泰 文

土木部

総括審議員兼

河川港湾局長 渡 邊 茂

土木技術管理課長 古 澤 章 吾

審議員兼

道路整備課課長補佐 植野 幹 博
 審議員兼
 都市計画課課長補佐 竹田 尚 史
 審議員兼
 都市計画課景観公園室長 緒方 誠
 下水環境課長 宮本 秀一
 河川課長 持田 浩
 港湾課長 平山 高志
 建築課長 田邊 肇
 審議員兼建築課
 建築物安全推進室長 上妻 清人
 教育委員会事務局
 義務教育課長 浦川 健一郎
 企業局
 次長兼総務経営課長 五嶋 道也
 審議員兼総務経営課
 荒瀬ダム撤去室長 堀内 眞二
 工務課長 福原 俊明
 警察本部
 交通部参事官 高山 広行

事務局職員出席者
 政務調査課主幹 福田 聖哉
 議事課主幹 甲斐 博

午前10時0分開議

○森浩二委員長 ただいまから第19回環境対策特別委員会を開催します。

お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくをお願いします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、

簡潔にお願いします。また、説明者は、着座にて説明をお願いします。

では、執行部から説明をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

お手元の資料の1ページ、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について御説明をさせていただきます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

前回の委員会から以降の進捗に関しまして、御説明をさせていただきます。

まず、工事関係でございますけれども、覆蓋施設、雨水集排水施設、浸出水処理施設等、工事は順調に推移しております。9月3日には上棟式も実施しております。

今後、9月中には覆蓋施設を全て完了いたしまして、10月中旬から遮水シートの敷設工事などを実施していく予定としております。

申しわけございませんが、お手元の資料の4ページ目をお開きいただきたいと思います。

写真が載っておりますけれども、一番大きな写真にありますように、上棟式も終わっておりますように、屋根は全てかぶっております。あと、横の側壁の壁類を若干今やっていると、ほぼ完成している状況でございます。

今から、下にあります覆蓋施設の南側から北側の一番下のほうの左側と、1番目2枚目のところがございますけれども、今あらあらの工事が済んでおりますが、こちらのほうに遮水シートを今後張っていくような工事に移っていくという形になります。

それと、あとにつきましては、防災調整池の施工状況についても、それと浸出水の処理施設についても、右上のほうにございますが、そういう形で事業が進捗しておりまして、順調に推移しているということでござい

ます。

もう一度2枚目のほうに戻っていただきたいと思ひます。

それで、8月末日までに工事現場の視察等の受け入れを随時実施しております。38件、延べ412名の方たちの工事視察の受け入れを行ったところでございます。主な視察団体については、そこに記載のとおりでございます。

2番目の安全推進委員会につきましてですが、地元の方々に施設の安全性と工事の進捗状況等を御確認いただく安全推進委員会を設置しておりますが、7月14日に第3回目の会議を開催いたしまして、工事現場を実際に見ていただきまして、施工状況等を直接確認いただいたところであります。

3番目の安定的な経営基盤の構築及び適切な運営への取り組みでございます。

これにつきましては、まず、事業団におきまして、許可申請の際に必要となります産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会を受講いたしまして、終了証を8月までに取得しております。そういうことをやることによって、開催準備を進めさせていただいております。あわせて、経営計画や業務マニュアル等の策定など適切な運営に向けて検討を行っておりますので、県も側面的にも協力してまいりたいというふうに考えております。

4番目の地域振興関係でございます。

南関町、和水町への交付金事業でございますけれども、これは、両町が実施する地域の魅力向上や住民生活の改善に資する事業に対しまして交付を行う事業でございますが、町や地元区において着々と事業を推進していただいているところでございます。

2点目の環境教育拠点に関する取り組みでございます。

これにつきましては、県北の環境教育の拠点として位置づけておりますので、今後、環

境教育を行う人材の育成及び環境教育のプログラムづくりなどを関係機関とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。それと、エコアくまもとを活用した循環型社会に向けた取り組み等につきまして、環境教育プログラムの検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

2点目でございますが、8月22日に、エコアくまもとの建設におけるBDFの活用事例等をきっかけといたしまして、県北の広域本部と事業団共催によりまして「市民力は環境力」というシンポジウムを九州看護福祉大学で開催をいたしまして、200名以上の方の御参加をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について。

有明海・八代海の再生に係る提言への対応について、説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。着座で失礼します。

資料の6ページをお願いします。

平成16年2月の有明海・八代海再生特別委員会からの提言における施策を、6ページから7ページにかけて一覧表にまとめております。

全体で36施策ありますが、本日は、黒丸をつけております8施策の本年度の取り組み状況等につきまして、関係課から順に御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○宮本下水環境課長 下水環境課でございます。

資料8ページをお願いします。

提言項目、生活排水対策のうち、生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理につい

てです。

2の平成26年度の取り組みについて、①の取り組み予定と②の取り組み状況等をあわせて御説明いたします。

まず、(1)26年度における県の生活排水対策は、中段右の表に記載の予算額で進めております。

取り組み状況では、平成25年度末での汚水処理人口普及率がまとまり、前年度から1.5%伸びて83.7%となっています。平成32年度末90%という目標の達成に向けて、着実に伸びてきております。

次に、(2)ですが、熊本北部浄化センターでは、窒素やリンを除去できる高度処理施設への改築を順次進めており、26年度末には、供用中の8池の施設のうち3池で高度処理が可能となる見込みです。さらに、4池目の耐震化、高度処理化なども実施しております。

(3)の浄化槽の整備については、市町村設置型浄化槽整備の推進と単独処理浄化槽からの転換促進を重点的に取り組むこととしており、県費による助成制度の活用を市町村に働きかけております。

(4)の県有施設の合併浄化槽への転換については、年度未完了に向けて実施中です。

(5)の普及啓発に関しては、下水道等への接続、浄化槽の適正管理などについて、県民の皆様へ積極的にお願いしていく予定であり、これまでに、5月に熊本市、9月に甲佐町のイベントに参加するなど、2市3町での活動を予定しております。

最後の(6)についてです。

昨年度から、下水道等への接続率向上に向けた市町村の取り組みに対する県独自の支援を実施しています。

本年度も7町村で実施しており、未実施の対象市町村に対しては個別訪問し、取り組みへの促進を図っております。

下水環境課は以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の9ページをお願いします。

普及啓発活動の展開でございますが、この取り組みは、県民の環境保全に向けた自主的な取り組みなどを促進するものでございます。

一番下の枠囲み②の取り組み状況等をごらんください。

(1)でございますが、くまもと・みんなの川と海づくりデー、7月21日に実施いたしました。

メイン会場である上天草市では、宮津海遊公園を中心に、そのほか21会場で清掃活動が行われ、約3,000人の市民が参加をされました。そのほかの市町村でも、7月から11月にかけて、河川や海岸の清掃活動が行われる予定でございます。

(2)でございますが、来る10月11、12の両日に、グランメッセで開催されますくまもと環境フェアにおいて、パネル展示や出前講座実演等を行う予定でございます。

(3)の小中学生を対象とした出前講座は、現在までに17校で実施し、580人が受講しましたが、今後も13校で実施予定でございます。

(4)のみんなの川の環境調査は、10月まで県内各地域で実施しますが、1,200人が参加見込みでございます。

最後の(5)、荒尾干潟等の生物多様性を学ぶ自然環境講座は、来年1月に実施予定でございます。

これらの取り組みを通しまして、川や海の環境、生物多様性に関する理解を深めていただき、県民の自主的な取り組みを促進してまいります。

説明は以上でございます。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料飛びまして、20ページをお願いします。

提言項目は、干潟等の漁場環境改善のための事業の充実で、施策は、覆砂に代わる漁場環境改善策の検討でございます。

1の施策の概要ですけれども、平成21年度に宇土市網田地先で事業化した碎石覆砂漁場について効果調査を実施するとともに、県外産海砂の産地の違いや砕砂、現場での削土砂など、覆砂材の違いによるアサリ増殖効果の評価を行います。あわせて、覆砂にかわるアサリ造成技術としまして、畝型耕うんを実施することによるアサリ漁場の造成試験を行うものです。

2の平成26年度の取り組みについては、②取り組み状況欄をごらんください。

(1)の碎石覆砂漁場につきましては、これまでの調査で周辺漁場よりアサリの生息密度が高いことを確認しておりますけれども、本年度も9月に効果調査を実施しており、現在、調査結果の整理を行っております。

(2)(3)につきましては、平成25年9月末に設置した覆砂材の違いによる検証を行う試験区及び畝型耕うんの試験区について、設置後これまで測量や底質調査などを4回、アサリの生息量調査を3回実施しております。アサリの生息状況については、施工直後の昨年11月には全く生息していませんでしたが、本年5月の調査では、殻長4から10ミリの稚貝が全ての調査地点で確認されております。

今後も、引き続き同様の調査を継続して行い、その検証を行っていく予定としております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○持田河川課長 河川課でございます。

24ページをお願いいたします。

提言項目(2)干潟や海底等の保全・改善、②海砂利採取への対応の施策、法令の遵守・指導でございます。

本県では、平成21年と平成24年度に海砂利の超過採取が発覚いたしました。

県では、平成25年3月に、有明海、八代海における海砂利採取に関する方針を策定し、海砂利採取業者による販売を伴う海砂利採取を禁止するとともに、超過採取を行った事業者に対しては、砂利採取法に基づく行政処分と一般海域管理条例に基づく過料処分、そして超過採取に伴う不当利得返還金請求を行っております。

この過料等につきましては、全額を納付している事業者はありませんが、一部につきましては、任意納付をしている事業者があります。

現在の納付状況につきましては、平成26年8月末現在で、2の平成26年度の取り組みの②取り組み状況等の表における納付額の欄のとおりで、過料と不当利得返還金を合計いたしまして1,549万8,000円が納付されております。

各事業者の経営状況は厳しく、徴収も難しい状況ではございますが、定期的に事業者を訪問いたしまして催告を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○平山水産振興課長 水産振興課でございます。

27ページをお願いいたします。

栽培漁業の推進体制の見直しについてでございます。

1の施策の概要等の①提言の実現に向けた取り組み概要と②課題でございますが、栽培漁業を計画的に推進するため、5年ごとに、国が示します基本方針に基づいて、県の栽培漁業基本計画を策定してまいります。県の基本計画では、国の方針と調和を図りながら、県の状況に応じた計画を策定する必要があります。

平成26年度の取り組みについてですが、平成27～31年度を計画期間といたします次期栽培漁業基本計画を策定してまいります。本年7月に、国からの基本方針の概略が示されましたところから、現在、関係機関との協議を進めておるところでございます。

今後、市町や漁業関係者の皆様からの意見を聞きまして、計画を策定してまいります。

また、栽培漁業を推進いたします放流事業につきましましては、熊本県栽培漁業地域展開協議会が実施いたします共同放流事業を計画に基づき実施したところでございます。

5魚種について放流いたしました。先週金曜日、9月26日のクルマエビ354万尾をもちまして、放流計画を全て完了したところでございます。

水産振興課は以上でございます。

○鎌賀水産研究センター所長 39ページをお願いいたします。

提言項目は、調査研究体制の充実、大学や研究機関等の相互連携の強化ということで、施策としては、国等との共同研究等の推進でございます。

平成26年度の取り組み、②の取り組み状況等の欄をごらんください。

八代海では、4月に、独立行政法人水産総合研究センターの瀬戸内水研とシャットネラシストの調査を実施しております。5月以降は、同じく水産総合研究センターの西水研、それに鹿児島県東町漁協等と連携をいたしまして赤潮の調査を実施しております。

有明海では、月2回程度、沿岸各県と水質や赤潮について定期調査を実施しております。また、8月には、17機関が連携して、有明海及び八代海貧酸素水塊一斉調査観測を実施しております。これには記載していませんが、9月4日にも一斉観測を実施し、現在、結果を取りまとめ中でございます。

引き続き、40ページをお願いいたします。

同じく、提言項目調査研究体制の充実のうち、水産研究センターの機能の充実・強化でございます。

施策としましては、有明海・八代海再生の研究の重点化でございます。

平成26年度の取り組み、②の取り組み状況等をごらんください。

効果的、効率的な研究を推進するために、水産研究センターでは、研究評価会議等の意見を取り入れながら、今年度は5事業について成果を評価し、次年度からの事業計画及び実施につなげていくことといたしております。

試験研究事業のうち、特に有明海、八代海の二枚貝、海藻の増養殖に取り組んでおまして、まず、アのほうでございますが、ヒジキ等の海藻につきましましては、増養殖に関する研究を進めるとともに、漁業者の取り組みを支援するため、人工採苗に関する講習会等を実施いたしております。

イのほうでございますが、重要貝類のアサリ、ハマグリにつきましましては、緑川河口、それと菊池川河口で一斉調査を実施しておりますが、6月の緑川河口の調査では、一部ではアサリの分布密度の増加が見られておりますが、ハマグリは減少しており、ともに資源は依然として低位の状況でございます。それで、漁協等に資源管理の継続を指導しているところでございます。8月にも同様の調査を行いまして、現在、結果を取りまとめ中でございます。

水産研究センターの説明は以上でございます。

○平山水産振興課長 42ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査の実施についてでございます。

1の施策の概要等でございますが、平成22年12月21日の福岡高裁の確定判決に示されま

した排水門の常時開放が猶予された期限の平成25年12月20日を経過いたしましても開門調査が実施されない状況が続いてございます。

平成26年の取り組み状況ですが、開門調査を推進したい漁業者と開門調査に反対している営農者の両者が、国を相手取り提訴をいたしてございます。両者が提訴した国に制裁金を支払わせる間接強制につきましては、福岡高裁が国の執行抗告をそれぞれ退け、今後最高裁で争われることとなっております。

43ページをお願いいたします。

これに関連した新たな動きといたしまして、農林水産省から有明海の再生に向けた協議の場の設定に向けた動きがございましたので、報告いたします。

本年6月5日に、本県から、国への政策提案において、沿岸4県の関係者が一堂に会して話し合う場の設定を要望しておりましたが、国は、この提案を受ける形で、6月9日に、有明海再生に向けた沿岸4県と国による新たな話し合いの場の設定が提案されまして、本県は、その趣旨に賛同したところでございます。一部の県から内容に対して合意が得られませんでしたところから、9月9日に、再度国からの提案がございまして、有明海沿岸の4県は、それぞれが合意をして、会議の開催に向けて進んでいるところでございます。

今後、43ページ下のほうに示しておりますとおり、右側の青い太い破線で示しておりますのが、今後進む動き出す場所でございます。

有明海漁場環境改善連絡協議会というこの場を使いまして、この協議会の機能を拡充し、委員に水産庁漁場資源課長と農村振興局農地資源課長を委員として追加し、さらに協議内容に、水産資源の回復、海域環境の改善など、4県が協調した具体的な取り組みの推進を通じて有明海の再生に資することという目的を加えまして、さらに必要に応じて知事

レベルの会合を開催できるようにするという説明でございました。10月中・下旬には、この協議会が開催予定でございまして、その中で規約の改正が行われる予定でございまして。

水産振興課は以上でございまして。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する件について。

1、温室効果ガス総排出量について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の48ページをお願いします。

平成24年度の熊本県温室効果ガス総排出量を算定いたしましたので、御報告をいたします。

まず、1の総排出量でございますが、左下の図1をごらんください。

平成24年度は1,350万7,000トンとなり、京都議定書の基準年度であります平成2年度以降では、平成18年度に次いで2番目に多い排出量となりました。また、基準年度との比較では21.2%増加、前年度との比較では6.2%増加となりました。

これは、火力発電比率の増加に伴う電力排出係数の上昇によるものでございますが、詳細につきましては、次ページ以降で説明をさせていただきますと思います。

次に、2の部門別の温室効果ガス排出量内訳についてですが、右下の図2をごらんください。

右側の平成24年度の円グラフを見ますと、産業部門が3割以上を占め、最も多く、次いで、家庭、運輸、業務部門となっております。家庭部門は、平成2年度には3位でしたが、15.4%から22.2%とシェアを伸ばし、2位となっております。

資料の49ページをお願いします。

3でございますが、下の図をごらんください。

主要4部門それぞれの温室効果ガス排出量と、その排出源であります電気の使用量及び電気以外のエネルギー使用量を、それぞれ平成17年度を基準として、その推移を折れ線グラフにしております。

図3-4、運輸部門を見ますと、温室効果ガス排出量も、エネルギー使用量も、ともに減少しておりますが、それ以外の業務、家庭、産業の3部門につきましては、エネルギー使用量は減少ないしほぼ横ばいで推移しております。

これらのことから、電力排出係数の影響が読み取れますが、各部門ともエネルギー使用量は減少ないし横ばいで推移していることから、企業の自主的な取り組み、それから県民一人一人の実践は徐々に拡大しているなど、取り組みについて一定の成果は出ているのではないかと考えております。

資料の50ページをお願いします。

参考までに、排出量算定に関係します項目について資料をつけております。

まず、1の火力発電比率についてでございますが、図4をごらんください。

平成22年度は47%でしたが、平成23年の東日本大震災後、電源構成における火力発電比率は大幅に伸び、平成24年度は91%となっております。

次に、2ですが、温室効果ガス排出量は、数式に示しておりますように、活動量、これは電気やガソリン、ガスなどの使用量になりますが、この活動量ごとにそれぞれの排出係数を掛けて算定することとなっております。

なお、排出係数というのは、例えば電力排出係数であれば、電気の供給1キロワット時当たりどれだけのCO₂を排出しているかを示す値のことでございます。

最後に、3の電力排出係数でございますが、火力発電は化石燃料の燃焼に伴いCO₂

が排出されるため、火力発電比率が増加すれば電力排出係数は上昇し、それに伴って温室効果ガス排出量も増加するということとなります。

参考までに九州電力の排出係数を記載しておりますが、平成24年度の電力排出係数は、平成22年度と比較すると約6割の上昇となっております。

環境立県推進課から説明は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の51ページをお願いします。

平成21年3月の本特別委員会からの提言への対応について一覧表にまとめております。

全体で9項目ありますが、本日は、黒丸をつけております6項目の本年度の取り組み状況等につきまして、関係課から順に御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

資料の52ページをお願いします。

まず、当課で担当しております提言項目(1)の事業活動における取り組みの推進でございますが、本日は、②の取り組み状況等につきまして、太字の部分を中心に御説明をさせていただきます。

53ページ下のほうをごらんください。

(イ)の事業者への情報提供、支援のうち、(b)の省エネセミナー等の実施でございますが、九州経済産業局及び県主催の九州省エネキャラバン in 熊本や県主催の熊本県省エネセミナーを開催いたしました。

次に、(c)のエコアクション21でございます。

これは、事業所等において環境への負荷を

効果的に削減していくための環境マネジメントシステムのことでございますが、その説明会を熊本県産業廃棄物協会と共同で開催をしました。

今後、認証取得を目指す事業者等を対象に、エコアクション2.1導入セミナーを9月から来年1月にかけて開催予定でございます。

資料の54ページをお願いいたします。

(d)のくまもとライトダウン+(プラス)でございますが、ことしの夏は国が実施している全国統一の取り組みに合わせまして県独自の取り組みを加え、二十四節気等の日に合わせまして4回実施をしております。延べ2,586施設に御参加をいただきまして、約2万1,000キロワット時の削減効果がっております。

(e)の国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、市町村等の防災拠点や避難施設へ再生可能エネルギー等の導入を推進する事業でございますが、今年度は23市町村等で32施設、県有施設で2施設の事業を実施しているところでございます。

(f)の中小企業におけるLED照明などの省エネ設備等導入支援でございますが、補助金の募集を5月下旬から開始しており、8月末時点では4件の申請を受け付けたところでございます。

1つ飛ばしまして、(h)でございます。

市町村が民間事業者と連携して行う新エネルギー導入、省エネルギー推進に係るモデル的な取り組みに対する支援でございますが、今年度は4地域に対して補助を行っているところでございます。

また、地球温暖化対策推進法で、市町村には地域の特性に応じた温室効果ガス排出抑制策について計画策定するよう努力義務が課されておりますが、その新規策定や改定を行う3市町村に対しまして、策定委員として支援を行っているところでございます。

事業活動における取り組みの推進についての説明は以上でございます。

○財津交通政策課審議員 交通政策課です。

資料は57ページをごらんください。

公共交通機関の利用促進に係ります取り組み状況等について、ポイントを絞って御説明申し上げます。

まず、(1)ノーマイカー通勤運動の強化等の(エ)電気自動車等の普及促進でございます。

まず、(エ)ですが、平成25年度に、急速充電器6件、普通充電器27件の設置箇所を選定しまして、それぞれ1件ずつ設置しております。急速充電器については、本年6月までに残り5件を設置完了したところです。また、普通充電器については、今年度の設置完了に向け、現在取り組んでおります。

次に、(b)でございますが、昨年、本田技研工業と低炭素型社会の実現と地域の活性化を目的とした包括協定を締結し、超小型モビリティですが、それが普及できるかというテーマで社会実験を行っております。今年度は、市町村と協力しまして、県民の方々が参加できる社会実験を実施しているところでございます。

次に、乗り継ぎの円滑化でございます。

資料は58ページをお願いいたします。

(イ)のJR豊肥本線を活用しました空港ライナーの試験運行についてですが、平成23年10月の運行開始から、ことし8月までの利用者数は、延べ16万3,000人を超えました。1日の利用者数も着実に増加しております。

公共交通の利用促進につきましては以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明に入ります前に、先ほどの説明で1カ所ちょっと間違っただけでございますので、訂

正をいたします。

平成24年度の電力総排出量でございますが、平成2年度以降、平成18年度に次いで2番目に多いと言いましたが、平成8年度に次いで2番目に多いの間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。

それでは、資料の60ページをお願いいたします。

提言項目(3)の家庭における取り組みの強化の取り組み状況についてでございますが、(1)のライフスタイルの転換に向けた啓発につきまして、まず(イ)でございます。

各種広報・イベントの実施でございますが、5月に動植物園で開催されました熊本市主催のくまもと環境フェアに参加し、パネル展示等を行っております。また、国や熊本市、九電と共同で、節電街頭キャンペーンを7月と8月の2回実施をいたしました。また、県主催の総ぐるみくまもと環境フェアを、来る10月11、12の両日にグランメッセで開催予定でございます。

(ウ)の地域の学習会への講師派遣等でございますが、啓発冊子くまもとエコ学習帳を小学5年生の全児童に配布をいたしまして、教育委員会とも連携して積極的な活用を進めてまいります。親子向けの夏休み特別授業や小中学校向けの出前講座なども実施をしております。

(カ)のグリーンカーテンでございますが、県庁舎や各地域振興局など、約30の県有施設でグリーンカーテンを設置いたしました。植えつけイベントを開催するなど普及拡大にも努めております。

資料の61ページをお願いいたします。

(2)の行動を促す仕組みの構築の(ア)九州版炭素マイレージ制度でございますが、この制度は、節電や環境保全活動、省エネ製品の購入等に参加した人に買い物のできるポイント券を交付するもので、九州7県で平成25年10月から取り組んでおります。

今年度の実績は、現在までで、節電活動への申し込み世帯数818世帯、環境保全活動への参加者数延べ2,500人、省エネ製品の認定件数2製品となっております。

1つ飛ばしまして、(ウ)の家庭における省エネ設備導入支援でございますが、住宅向け省エネルギー設備等モデル導入補助金の募集を5月下旬から開始しておりまして、8月末時点では157件の申請を受け付けたところでございます。

家庭における取り組みの強化についての説明は以上でございます。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

資料63ページの(2)企業等の森づくりの促進でございます。

企業等の森づくりの促進につきましては、主に2つの柱で行っております。

1点目は、(ア)に書いております条例に基づく施策でございますが、企業等が自主的に行う森づくり活動に対しまして、今年度も森林吸収量の認証書を12者に交付しております。この認証は、条例に基づく事業者が行う温室効果ガス排出量の削減量としてカウントできることになっております。

2点目は、(イ)に書いております五木村の県有林におけるクレジット認証の取り組みでございます。

五木村の県有林140ヘクタールの間伐による二酸化炭素吸収量約4,700トンにつきまして、クレジット認証を受け、販売をしております。現在までに296トン、162万円を販売しておりまして、26年度の販売実績は資料のとおりとなっております。

また、クレジット取引の活性化を目的に、この資料の下の方にありますとおり、クレジットを購入された方が使用できるロゴマークを昨年12月に作成しております。今後とも販売促進に努めてまいります。

森林整備課からは以上でございます。

○森浩二委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はありませんか——ないですか。

○早田順一委員 この処分場そのものじゃないんですけれども、環境教育拠点に関する取り組みのところで、教育プログラムの検討を進めているというふうに御説明がありましたけれども、これがいつごろで上がるのか、具体的にどういうふうにするのかわかればちょっと教えてください。

○坂本廃棄物対策課長 今後のスケジュールですけれども、来年度、環境教育に関しましての予算をお願いさせていただきたいというふうに考えておまして、来年の秋にオープンいたしますので、それまでの間に詰めてまいりたいというふうに考えております。

○早田順一委員 これは、この南関のこの施設を中心に県北全体でされるということですか。

○坂本廃棄物対策課長 こちらはごみを処理する施設でもございますので、循環型社会の形成に向けての部分を中心として、特化した形の環境教育を実施してまいりたいと思っております。

それで、先日も産廃協会の青年部ともいろいろ打ち合わせをさせていただいて、産廃協会の青年部のほうでも、そのような事業を実施されておりますので、その辺との連携等も今後視野に入れながらやってまいりたいというふうに考えております。

○早田順一委員 わかりました。

○森浩二委員長 ほかに。

○重村栄委員 今の早田委員の質問に関連してですけれども、環境教育拠点のプログラムをつくるという話で、2月の議会で、私はこの関連した質問をさせていただいているんですけれども、そのときも申し上げましたように、南関のこのエコアくまもとに限らず、玉名振興局管内には、環境学習の拠点とすべきいろんな施設が散在していますので、この辺をうまくリンクして、単体だけだとなかなか魅力は薄いので、いろんな形でリンクしていくことによって、そこが拠点地域としてゾーンとして成り立つと思うんですよね。そういう観点から、幅を狭めるんじゃないかと少し広げた中で取り組んでももらいたいなというふうに思います。

質問の中でも言いましたように、荒尾には干潟がございますし、それからまた南関・荒尾地域には太陽光発電も盛んに幾つも大きいのもできてますし、さらには、万田坑は、エネルギーという面からもそうなんですけれども、今度は環境面から言うと、石炭というたくさんCO₂を排出するエネルギーから新たな再生エネルギーという観点の比較対象のものとしてできますし、ちょっとエリアを越えますけれども、大牟田にはRD発電がございますので、これも環境という面では非常に大事な取り組みをされていますので、そういった地域の全体を見ていただいて、その中でどういうふうにつないでいって、どういうふうな観点から勉強できるか、いろんな観点があると思うので、そういう有機的な結びつきをしっかりと考えていただきたいなと思います。そうすることによって人も動きますし、経済の波及効果も出てくると思いますので、単体に絞らずに、ぜひ広い視野でいろんな取り組みをしていただければありがたいと思いますので、お願いをしておきたいと思いま

す。

○佐藤環境立県推進課長 本県の環境教育につきましても、環境センターを中心に、全県的に取り組みをしてきたところでございますが、特に県北につきましても、現在も、荒尾・玉名地域における地域資源を活用した環境教育プログラムの作成、あるいは、環境教育を実施する人材の育成につきましても、民間団体に業務を委託するなどして手続を進めているところでございまして、今後、廃棄物対策課あるいは財団のほうとも連携をとりまして、県北、エコアを中心に、環境教育の体制づくりをさらに充実させていきたいと考えております。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。私から1つちょっといいですか。

いいくに発電、屋根に太陽光、あれ、九電が何か言いよるけど、あれは大丈夫なんですか、契約は。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

今回の系統連系の回答保留につきましても、いいくに発電所関係で事業者から九電に確認していただいたところ、回答保留の対象になってないということで、影響はないというふうに聞いております。

○森浩二委員長 はい、わかりました。

○井手順雄委員 契約が終わったということですか。終わっているということですか、要は。

○村井エネルギー政策課長 系統連系の承諾通知が九電から事業者が届いているということで、九電が回答を保留する段階を抜けているところでございます。

○井手順雄委員 今のはもうちょっと具体的に説明してもらえれば。九電は、どこまで行けば契約を保留するという段階なのか。一般的な扱いといいくにさんとの扱いというのが違った扱いになっているということではないんですかね。

○村井エネルギー政策課長 違った扱いになっているということではございませんで、回答保留の対象と対象外を九電のほうが発表されておまして、その中で、接続契約申し込みに対して系統連系承諾通知書というのを九州電力が事業者に送付済みであるものについては、対象外であるというところでございます。

○荒木章博委員 この事業ですけれども、これは県民発電所ということですから、県民に広くこれに参画してもらおうということですから、そこのを取り扱う事業所はどこの方ですか。

○村井エネルギー政策課長 公募をかける段階で県内の事業所等の方を対象に公募をかけております。

○荒木章博委員 僕が言っているのは、そんなことじゃないんですよ。要するに、どこがそこの窓口になっているんですか。肥後銀行何とかとか、いろんなどころがあるでしょうから、そこの事業所はどこにある団体ですかと言っているんです。それは県内だけしかできないのか、それとも県民、全国民入れるのか、そこのところをちょっと聞いているんですよ。

○村井エネルギー政策課長 熊本いいくに発電所株式会社を県内の10社の企業が出資してつくっておりますが、その方々が、例えば

小口ファンドという形で今ファンドを募集しておられます。そういう場合には、一般県民の方もファンドを買うことによって出資して利益を得ることができるような体制になっております。

○荒木章博委員 あなたは言っている意味が全然わかっとならぬね。

○森浩二委員長 ちょっとじゃあ詳しく。

○荒木章博委員 私が言っているのは、そのいくに発電所の10社かなんか石原社長を中心とした会社をつくってやっているんだけれども、そのファンドの申し込み先、どこがそこを——なら、そのいくに発電所の中で、どこかの企業に任せているわけでしょう、ファンドは。だから、そのファンドを任せてあることと、県民に広く求めるというんだけれども、全国民、北海道でも何でもいいわけですか。それを聞いているんですよ、僕は。

○村井エネルギー政策課長 まず、ファンドの申し込み先は、ミュージックセキュリティーズ株式会社に委託をされております。ミュージックセキュリティーズ株式会社を通じて、まず、9月30日までは熊本県民だけを対象に募集がかかっておりまして、それ以降につきましては、日本全国誰でもファンドを買うことができるという状況になっております。

○荒木章博委員 私はそこを言っているんですよ。だから、そのミュージック何とかというところは、どこに会社があるのかと聞いているんですよ。熊本の企業なのか。もちろん、県民発電所であれば熊本の企業ですよ。それだけの利益を得るわけだから。そして、なぜそれから全国に展開をするのか。県民発電じゃないじゃないですか。全国発電所と名

前をつけたほうがいいんです。そのところの2点だけをちょっと答えてください。

○村井エネルギー政策課長 ミュージックセキュリティーズは、熊本に支店のある会社でございまして、そこを通じて、これは第2種の金融商品取引業者になっておりますので、小口ファンドを売ることができるということでございます。また、熊本県民がファンドを買うことができる。そのために、6月27日から9月30日までの間につきましては、熊本県民しか買えないという状況がまずございまして、それ以降、まず、口数を満たさない場合には、10月以降日本全国で買えるようにするという2段階のやり方をしております。

○荒木章博委員 私は、もうこれ以上ちょっと言わないけれども、もう本人も市長選挙に立候補するというので、これ、やり方間違っているんですよ、はっきり言って。もうこれ以上、自分が審判を受けるわけだから、その点は言わないけれども、やっぱり県の取り組み方が間違ってますよ、これははっきり言って。

教育委員であり、企業主であり、知事ととっても近い。そういう人が10社ほど募集してきて、それをとる。そして、その支店がある。じゃあ、熊本には、それを使える本店はいっぱいあったはずですよ。何でそういう東京——東京ですか、本社は。どこですか。審査対象にならなかったんですか、そういうファンドのやり方は。なぜ熊本の企業を使わないということはなかったんですかということを知りたいんです。

○奥菌新産業振興局長 若干フォローさせていただきます。

まず、県民発電所というものをつくった経緯でございますけれども、メガソーラーあたりが県内でたくさん太陽光発電の計画をいた

しまして、かなりの量になってまいりました。その結果として、今回の九電のいわゆる措置が出てきたということでございますけれども、そのメガソーラーのほとんどが県外の資本で、県内で発電をするわけでございますけれども、その利益が県外に行ってしまうと。こういう状況から、県民が県民のための発電所を企画したらどうかという発案でございました。

その発案に呼応して募集をかけたところ、結果論でございますけれども、石原社長のグループのところをそれをとられたというような状況でございます。それが1点、申しわけございませんけれども、それをありきで走ったわけではございませんということを申し上げたいと。

それから、もう1つ、ファンドのお話でございます。

このミュージックセキュリティーズというところは、皆様御存じないと思いますので、ひとつ御紹介したいと思いますけれども、名前が変なんですけれども、ミュージックセキュリティーズというのは、そもそも音楽家、自分の好きな音楽家を応援したいと、そういうことで、1万円とか、2万円とか、そういう小口の資金を集めて自分のCDを出す、それを援助するというような仕組みでできた、そういう仕組みの会社でございます。

これが、例えば東日本大震災のときに、応援したいんだけど、なかなか先の状況がわからないと、そういうときに、志のある方が自分はこんな事業をしたいんだというところを直接プログラムを出して、そういう小口のファンドを、ファンドといいましょうか、出資をお願いします。1万円とか2万円とかそういうやつです。そういうやつを取りまとめて、東日本大震災のときのそういう志のある事業に対して支援をすると、そういう仕組みがございました。

それをずっと続けておられているわけなん

ですけれども、今回、いわゆる熊本県でそういう取り組みをやるということで、そこら辺志が似ているんじゃないかということで、その枠組みを使ったほうがいいんじゃないかということで導入させていただいたわけでございまして、事業の本体ですね、いわゆる発電をする際に、設置をするときにかなりお金がかかりますけれども、その一部をそのミュージックセキュリティーズを通じて、いろんな県民の方にも応援していただくじゃないかと、そういう企画で、今回その枠組みに乗らせていただいたということでございますので、それがメインになって事業を展開しているというわけではございません。

○荒木章博委員 それはわかっとして。あなた、こっち向いて答弁しなせよ。あなた、向こう向いてしゃべらぬで。どこ向いてしゃべりよると、あなた。

あのね、あなたがそれだけかばう——かばうと言うといかぬけれども、そこまで思うなら、もっときちんと説明要求を私が出しますよ、今度。あなたのそのような発言の仕方なら。

では、これに似たものは熊本県にはないんですか、ファンドは。この事業が県民発電所という名前なら、熊本県内にそれを使える事業所はないんですかと言っているんですよ。ファンドを使える事業所はないんですか。

○村井エネルギー政策課長 先ほど申しましたように、第2種金融商品取引業者でない、この小口ファンドは扱えませんけれども、県内にあるのは、この支店があるミュージックセキュリティーズを除けば不動産関係の業者1軒のみで、その方は不動産のみを取り扱いますものですから、今回のようなものは取り扱いませんので、取り扱えるのはミュージックセキュリティーズの熊本支店ということでのみというふうに認識しております。

○荒木章博委員 それは、そういうやり方ができないような方向で行ってるんじゃないですか。私はそういうふう聞いてますよ。よそで取り扱いができないようなシステムで組んでいるということ。

これね、実際言うてね、おかしいんですよ、やり方が、決め方が。それは上のほうから言われたかなんか知らぬけれども、あなたたちはそれは守らないかぬだろうけれども、だから、もうこれ以上は私も——もう本人も、そういう形の中で、当時の社長がそういう形で動いているから、これ以上は言いません。

1つだけ、委員長いいですか。これに関してですね。

パネルですよ。パネルは、この金額から見れば、これは日本産は使えるんですか、金額的に見て。はっきり言ってくださいよ。日本産は、この金額で使えるんですか。そういうのもわかってるはずでしょう。日本製品は使えるのか。答えてくださいよ。

○森浩二委員長 これは、個人というか、いくに発電所のパネルでしょう。

○荒木章博委員 そうです。だから、いくに発電所の中のパネルについてですよ。これは大事なことなんです。パネルは日本製が使えるのかと、その金額で、はじいているやつで。集めている金で日本製を——これ、だめになったら大変なことなんです、県民、出資した人たちは。県民に迷惑がかかるんですよ、パンクしたら。僕はそれを言ったんです。

○森浩二委員長 わかりますか。

○村井エネルギー政策課長 いや、ちょっと今の段階ではわかりません。

○荒木章博委員 はい、ならいい。

○森浩二委員長 また調べておいてください。

○荒木章博委員 いいです。正直言うて、これは、県民発電所というのは、県民から、今言うたように募集をかけて、県民がその組織の中に入って行く。もしこれがパンクしたなら、県民が負担を大変なことを担うんですよ。だから、そのくらいのことも調べないで、その許可をしたという自体もおかしいんじゃないですか、検査の中で、いいくに発電所を許可したということ。

だから、もうこれ以上言いません。終わります。

○氷室雄一郎委員 関連して。

県民発電所、私2回も質問いたしました。さっきおっしゃったような趣旨は十分わかるんですけども、9月30日までに——ファンドの状況というのは、じゃあどうなんですか。県民からファンド、できなければ全国という。厳しいから全国にやる、そういう、どこでそう取り決めが行われたのか。

質問した中では、県民のファンドによって県民に還元をするというのが大原則であったわけですけども、それがいつ県内が集まらぬから全国に募集しましょうという、そういうことは事前に取り決めがあつたんですかね。全然私は認知してないんですけども、どうなんでしょう。状況は——じゃあ、まあいいです。9月30日までが一応県内のファンドの募集、その状況はどうなっているんですか。厳しいんですか。

○奥菌新産業振興局長 先ほど申しましたように、このファンドによって、ミュージックセキュリティーズが、いわゆるファンドによ

るお金を集めますね。それで事業のメインが構築されているわけではございませんので、あくまでも、いわゆる宣伝と言っちゃ悪いんですけども、世の中に広めるという効果で考えたところでございます。

現在、6月末から始まりまして、余り周知もできなかったところもございまして、今のところ30件ぐらいの申し込みと聞いておりますので、1件が2万程度でございまして、そんなに額が集まっておりません。世の中にこういう取り組みを広めようという趣旨で、県外の募集を9月から始めるというように考えております。

○氷室雄一郎委員 いわばこの県民から募る——わずかそのくらいしかないから、じゃあ全国に広めるのか。私は、北九州の話をしました。3日間で5,000名ぐらいの方々が協力をしようという、そういう体制も議会で取り上げましたし、周知徹底がおくれたという。しかし、それにしては余り県民発電所らしくないというか、もうほとんど出発の段階でつまづいているなという感じですけども、その辺はどうなんですか。

○村井エネルギー政策課長 先ほど局長が申しましたように、1口2万円の小口ファンドというのは、全体の中のごく一部でございまして、それ以外に私募債、例えば1口100万円の私募債等は、例えば県内の企業の方に募集をかけてありますし、別途金融機関が複数社融資をするという全体の枠の中で、小口ファンドが、ある部分PR的に使われているというところでございます。

○氷室雄一郎委員 いや、もうそれは説明はわかるんですけども、広く県民にアピールして県民に還元をするという大原則がありますので、その辺から、一つの基本理念からすると、非常に厳しいなと。それだけで運営さ

れるわけじゃございません。それはわかっておりますけれども、そういうものもアピールして県民発電所を立ち上げていただいたわけでございますので、その辺はちょっとこれはどうかと。

私は、非常に——きょう初めて説明を受けて、そこまで全国まで広げなきゃならぬのかなと。その辺の話は伺ったこともありませんし、私は、県民の皆さんの協力でその辺の部分は埋まるんじゃないかという気はしとったものですから、再度お尋ねした……。

○井手順雄委員 今のことを聞いていたら、小口ファンドは別に要らぬとじゃないかという話ですよ。それがなくても太陽光は設置できるわけでしょう。それは何のための小口ファンドかということですよ。

今氷室先生がおっしゃったように、やっぱり県内の皆さん方が協力をしてやるというならば、もう少し広告というか、こういうのがありますよというのは——私も知りませんでした、この話。私も知らぬぐらいですから、県民の皆さんは誰も知らぬですよ、これ。

やっぱりそういったことを考えるならば、これを全国に募集をかけるなんてもってのほかですよ、これは。それをやめて、もう一回再度県内の皆さん方に広告をして、やってくださいというようなことを推進していったらどうですか、課長。

○村井エネルギー政策課長 先生からの御指摘も踏まえまして、事業者のほうに意向を伝えて、また検討させていただきたいと思えます。

○井手順雄委員 お願いします。

○森浩二委員長 明日が締め切りですので、一回そのいいくに発電所と打ち合わせをして、また結果が出たら報告をお願いしたいと

思います。

○荒木章博委員 部長、これはもう少しきちんと説明責任をやらないと、ちょっと中途半端過ぎると私は思うんですよ。僕が今から発言する言葉になると、僕がちょっと問題も提起できるような発言をするけれども、もうしないので、きちんとやっぱり部長、説明を、部長がされる必要はないから、担当局長でも——担当局長の今の話では、この小口ファンドのやり方でこれは決まったんですよ。県民を巻き込んでいくということで、これが幾業者間の中で決まった原因になっているんですよ。

あなた、大したことないと言っているけれども、県民に集めてみんなで取り組むということが——ただ、一番これが危険なんですよ、企業としては。そこを今後、部長、きちんとした説明を。今後、展開の仕方にもやっぱり用心しないと、県民の方々に迷惑かけるんですよ。今30人ですか。たった30人という感覚ではなくて、もう少しやっぱりきちんとしてほしいと思います。部長の考え方をお願いします。

○谷崎環境生活部長 これは、今発言をしておりますように、商工部のほうを中心に、いいくに発電所の承認をやって、その事業を進めるということで、初めてのケースでありますので、それぞれ試行錯誤の状況ではありますけれども、確かに県民発電所という形で命名している状況の中で、先ほども話がありましたように、やっぱり県民の方々が参加していただいて、県民の方々に還元するという、本来の趣旨の部分に沿った本来の事業運営というのはあるべきだとは思っております。

今、それぞれの事業者のほうにも、あしたまでが締め切りですので、そういう意味での今後のファンドに対する取り組みについては伝えるということですが、今議会で今委員の

ほうからお話がありましたことについては、的確に打ち合わせをした上で、今後の事業のファンドとしての影響という部分を考えながら事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○山口ゆたか委員 委員長が、今、今後その状況等々を調べてくれということで、あわせて、太陽光パネルを設置する地域の振興策がありましたよね。そういった内容もちょっと詳しく調べていただければ、小口の出資者に対する還元とかそういう形で地域振興が使われておりますので、その内容もちょっとあわせてお知らせください。

○森浩二委員長 公共関与推進に関する件は、これで終了いたします。

それでは次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑はありませんか。

○井手順雄委員 24ページの海砂利採取の後の評価について質問いたします。

24ページに、請求額3億2,000万余に対し、納付額1,500万という形ではありますが、もうあれが出て1年以上たつわけではありますが、1,500万って少ないような気がしますが、その状況は、これで妥当な請求額かなということではありますが、いかがでしょうか。

○持田河川課長 委員おっしゃるとおり、こういった過料等を科しまして1年が経過するわけでございます。請求した後、納付期限が来ましたときには納付をしていただけませんでしたので、その後の努力といたしましては、督促状の送付とか催告等を行いながら、あと、経営状況等につきましても、月に1回程度訪問させていただきながら、そういった状況を確認しながら——ただ、こういった形

でこの過料等が回収できるのかというのを考えながら、今現在は粘り強くそういった回収に向けて行っているところですけども、会社のそれぞれの状況を見ながら、今後も、こういった状況、努力を続けていきたいと思っておりますが、なかなか、この額が多いのか少ないのかと申せば、県としては全額を納付していただくという立場には変わりませんので、少しでも多くの額を納付していただけるよう、今後とも努力は続けていきたいと、そういうふうを考えているところでございます。

○井手順雄委員 そういった話でありますけれども、これ、当時違反した会社というのは全部で5社だったと記憶しております。その中で、5社とも全て少しずつ払っているんですかということはいかがでしょうか。

○持田河川課長 5社全てではございません。納付をしていただいているのは、そのうちの複数社にとどまっております。

○井手順雄委員 何社でしょうか。納付していない会社はあるんですか、1回も。

○持田河川課長 5社のうち3社については、部分的な納付をいただいている状況でございます。

○井手順雄委員 あと2社は。

○持田河川課長 2社につきましては、今のところ納付をいただけてないという、そういう状況でございます。

○井手順雄委員 どういう状況で納付してないか、詳しくお伝えください。

○持田河川課長 1つは、やはりこの過料等

につきましては、そういった超過採取をした法人に対して請求をしておりますので、法人から納付をしていただくという形になります。

3社につきましては、海砂利採取以外のいろんな事業活動がありまして、そちらのほうからお金を返していただいているという状況なんですけど、残りの2社につきましては、今のところ会社としてのそういった活動がございませんので、今のところ納付をいただけていないという、そういう状況でございます。

○井手順雄委員 今、遠回しにいいふうにおっしゃったですけども、私の聞く状況じゃ、その2社はもう倒産したと。この海砂利採取の摘発を受けて、即もう倒産をして、会社自体が実態がないと。そういうところからは、もうお金を取れないだろうというふうには私は思いますが、じゃあこれが倒産したということは、そこにおった従業員さんだとかそういった方たちがどこへ行ったか。生活に困っているというような状況であろうと推察するわけでございますけれども、そもそもこの海砂利採取量、私は、これはもう以前からずっと言っておりました。県が許可した採取量で生活ができるんですかと。この海砂利採取をする会社の皆さん方は県がする許可数量で採算がとれるのかということを書いてきたけれども、県はもう少し採算がとれるような数量にしてくださいとお願いをずっとしてきました。そういう経緯があります。

しかし、県は、県が決めた採取量以上はだめですよと。やむなくこの倒産した会社さんは、自分の会社が経営できる最低のラインを採取して会社を維持してきたという経緯があるんですよ。そこで、この違反ですよ。それはそがんですたいね。県が決めた以上に掘るとるわけですから。しかし、業者側としては、そしことらぬと、この違反数量をとらぬと会社が維持できなかつた。

こういったことを私は検証しているんですが、県のほうは、そういった帳簿等を全部見て、確認されて今回違反という形になったんですけれども、その検証の中で、この数量だったらこの会社はつぶれるよねというようなことは検証されたんですか。

○持田河川課長 過料等の請求をして、その後納付……。

○井手順雄委員 それはもう以前の話たい。

○持田河川課長 それ以前ですか。以前となりますと——河川課のほうから、委員長よろしいですか。

河川課としては、こういった海砂利採取に対する砂利採取料、こういったのを徴収するという立場になりますので、例えば21とか24とかそういった違法採取が発覚する前に、どの程度の量をとれば会社の経営ができていくとか、そういうことを事実としては検証をしたということとはございません。

○井手順雄委員 これはぜひとも——もう3課4課こぞって帳簿とかそういった経営を見て、今回の海砂利採取の違反数量というのを出したわけですね。ですから、これだけあれば会社の経営が成り立つとかそういうところまで把握できたはずと思うんです。そこを検証していただきたいと。これが、まず要望です。

そういう中で、今現状は、今まで掘っていたところは、もう実質3年掘っていません。そういったところがやっぱり堆積する場所なんですね、ここが。漁業者の方々から、掘ってくれぬと船が走行できないとか、そういった苦情が出てます。これに関して、この後の海域の状況を、どう改善していくとか、思っていらっしゃるのか。

それと、この3年間、海砂利採取を、いわ

ゆる環境負荷の懸念があるというようなことでやめられたと。3年やめたところで、どういった環境改善がなされているのか。この辺もあわせてお聞きします。

○佐藤環境立県推進課長 まず、困ってらっしゃるということに対してですけれども、具体的な状況が正確に把握できておりませんが、正確なお答えになるかどうかわかりませんが、漁協が管理する漁場におきましては、航路しゅんせつ等を行う場合は、昨年3月に策定しました海砂利採取に関する方針では、航路しゅんせつ、作濤事業をすることは可能であるとされておりまして、基本的に漁協がするというところで方針を決めたところでございます。その場合、航路しゅんせつにより発生した土砂は、事業を実施した漁協において漁場内の覆砂材として有効活用を図ることになっております。

それから、砂利採取をやめたことに対して、その後環境調査をしたかということですが、そこら辺は環境基準に従って引き続き定点観測をしているところでございます。

○井手順雄委員 漁協がどこにお金がありますか。どこにそういう掘りお金があるんですか。全て赤字の組合ばかりですよ。そういうところが海砂利採取をやめたおかげで船が行き来できない。砂か砂利かなんか知らぬけれども、たまって海域を汚染していると。こういった要望がいっぱい上がってくるんです。しかしながら、県は何もしてくれないと。県がそれをとりやめたわけです。なら逆に、そういったもとの漁場、それにしているのが県じゃないですか。

それと、今調査はしてないと。それはおかしいんじゃないですか。懸念があるからやめたわけですよ。すぐ環境調査をずっと継続してすべきじゃないですか。そこで結果を出すべきですよ。どういうお考えですか。

○佐藤環境立県推進課長 環境調査につきましては、環境基準のほうで定点観測をしておりますので、その結果等を分析してみたいと思います。

それから、漁協については、困っていらっしゃるということでございますが、方針を見ますと、県は、漁協からの要請に応じて、国の補助事業の活用も含め、技術的・財政的支援を検討するとされておりますので、水産部局とも連携をしながら、この点については検討したいと思います。

○井手順雄委員 ぜひとも、この辺は何でもだめだめじゃいかぬわけですよ。やっぱり工事、そういうところは、県の工事、今おっしゃったように、水産部の工事として発注するという形でちゃんと漁民の生活を守るということと、やはりこのことによって県内産の覆砂等もできるわけですね。これはぜひともやっていただきたいし、それとあわせて、そういう漁協からの要望で、市町村から県に上がってきます。今度は、漁協は5%の負担金というのが出てくるんですね。負担金、その5%の負担金も出し切らぬ漁協ばかりですよ。

それを県のほうでどがんか軽減してやるとか、そういった政策をもって改善に当たるといことも、あわせてお願いしたいというふうに思いますし、今定点観測、これは、ただブイを浮かして、水温とか、潮流とか、そういうことじゃないんです、私が言いたいの。掘らぬことでぎゃんよくなりましたよということをや何かペーパーにして出さぬことには、漁民はみんな納得いかぬわけですね。海砂利採取いわゆる商業的に採取をやめたらこれだけよくなりましたよというやつも出してもらわぬと困ると思いますので、ここ辺もあわせて検証していただきたい。

以上でございます。

○荒木章博委員 この海砂利の処分というので、そこでは3億2,400万上がっていますけれども、これはどれだけの回収が今済んでいますか。

○持田河川課長 今委員の御質問は、24ページの左下のほうに表を載せておりますが、納付額の欄のところですよ。大体1,500万余という額の回収状況です。

○荒木章博委員 済みません。私がちょっと病院に行っていたものでおくれてきて、これをよく見てなかったもので、済みません。

やっぱりこれだけ回収率が悪いということについて、なかなかこれは回収するのは難しいですよ。だから、事前に——これだけ22年度から24年度となっていますけれども、ある程度行政指導があつてしかるべきじゃなかろうかなと思うんですよね。

今後において、そういう、やっぱりこの海砂利採取に対する処分を科する前に、ある程度やっぱり社長あたりを呼んで、こういうのは行われてないのかという、そういう聴聞とかそういうのをやられたんですか。

（「産業支援課だろうもん、答えるとは」
と呼ぶ者あり）

○奥藪新産業振興局長 当時担当しておりましたので、私のほうから答えさせていただきます。

違反の事実につきましては、当初、当方では把握をしておりませんでした。それで、一昨年11月の末だったと思いますけれども、海上保安庁から業者の1社が摘発を受けたということで、その状況を見ますと、ほかの業者も不法採取といいましょうか、定められたもの以上にとっているのではないかという疑いがございましたので、詳細な調査に入って、それで長期間業界ぐるみで不法採取をしていたという事実がわかったという状況でございます。

ます。

○荒木章博委員 そのときじゃなければわからなかったということですか、今言われたように。

○奥菌新産業振興局長 そのとおりでございます。

○荒木章博委員 こういう過程においても、これだけのものが——超過金額について、徴収がこれはできないですよ、全く。企業経営ができないんだから。事前にそういうところもチェックしながら、今後、やっぱりこういうことが二度と起こらないように対応していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○奥菌新産業振興局長 今後そういうことにしたいと思っておりますけれども、海砂利自体の状況については、方針として、もうとらないということになっておりますので、これはいろんな形で教訓とすべきことだと思っておりますので、今後そういう形がないように努力したいと思っております。

○西岡勝成委員 私もずっとこの環境委員会におりますので、海砂利のことについてはずっと対応してきましたが、多分、これはもう最初から取れぬだろうというような感じですよ。まさしくそのような想像どおり予想どおりになってきている状態なんですから。あと手を出せないでしょう、会社が倒産したら。良心的に少しずつでも金を納めておられる方がいらっしゃる、あとはもう開き直りというか、そういう会社もあられる、そういう中で、これはどうなっていくんですか。

○持田河川課長 確かに、3億幾らのうち今

1,500万ぐらいということで、少ない納付額になっております。あと、現在のところは、2社が、営業活動というのは、今私どもが把握している限りではされていないという状況なんです、会社の実態としては、まだ存続をしているというような状況でございます。残りの3社につきましては、その他の砂利採取以外のそういった営業等もやられているところがございますので、そういったところについては少しでも納付をしていただくようなそういう働きかけをやるとともに、あと、先ほど、法人のほうにこれは科しているというお話をしましたが、法人は、例えば代表の方とかそういう方からは取れないんですけれども、任意でそういうこともできないかというような、そういった話し合いとか、あと、例えば営業の活動があるところについては、全額一括納付というのは無理かもしれませんが、分納計画というそういったものも立てられないかと、そういったような話し合いを今させていただいているところですので、そういったことに基づいて少しでも回収できるように、今後はしばらくは粘り強くそういった活動を行っていきたくと、そういうふうを考えているところです。

○西岡勝成委員 2回も3回も違反してやっておる業者もいるんですよ。なめとるわけですよ、要するに行政を。だから、そういう人たちには厳しくやっぱり最後までやるべきことをやらぬと、これは例になりますよ。それは後で、これだけとらぬだったけん、とらな合わぬだったなんていう話はもってのほかで、それを言うならやめればいいんですよ、自分がとることを、それならそれで。県と話し合いをするにも、これでは自分のところの会社が赤字になります、だから余分にとりましたなんて、そういう理論は通じるわけではないので。まあ、よろしく。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

○鬼海洋一委員 43ページで、有明海の再生に向けた協議の場の設定に向けた動きについて御説明をいただきました。

特に、有明海でノリの被害があつて大変な不漁という状況の中で、このままでいいのかどうかというさまざまの心配の中から、かつてこの県議会の中でも、この問題を集中的に取り上げ、有八の特措法ができました。それからもう既に10年を経過したわけですね。

それで、今も最近の状況を見てみましても、今覆砂の問題もありましたが、特に今アサリが激減をするという状況に至っているわけですね。そのほかの漁獲はどうかというと、このアサリだけではありませんで、そのほかの漁獲もまさに激減をしているという状況で今日推移をいたしております。

この間、覆砂やあるいは耕うん等の努力もしてきたわけですが、なかなかそれが効果的に成果を出さないという現状の中で、つい前年度のこの委員会の中でも議論いたしましたように、もう一回、この有明海の構造的な変化、これに対する取り組みをやらなければ、付け焼き刃的なことではもうだめではないかという議論がされまして、そのことを確認されたのが、昨年のこの特別委員会の決定ではなかったかというふうに思っています。

こういう状況の中で、ついせんだって西川大臣が長崎か佐賀のほうに参られまして、4県の協議をやってほしいというようなお話をされたとマスコミの報道を見ました。

そこで、有明海再生のための特別措置に基づく会議、幾つかはあっておりますが、会議は会議としてあるけれども、中身はほとんど前進してないじゃないですか。だから、特措法の中でつくられたこの会議が機能していないという現状を、まず認識すべきではないかというふうに思うんですね。

その上で、先ほど申しましたように、西川

大臣が来てそういうふうにするなら、もっと政府も本腰を入れてこれを取り組めよということだろうというふうに思うんですが、こういう現状を見ながら、西川大臣のああいう提案を受けて、県としてはどういう態度であるのかという呼びかけに応じようとしているのかということについて、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○平岡水産局長 4県協議についてお話をいただきました。

開門調査につきましては、有明海の環境変化の原因究明のために必要だという考え方については、県もその考えは変わっておりませんが、委員が言われたように、アサリの資源の減少、それからノリの2年続きの色落ち被害とか、漁業者にとっては非常に厳しい状況になっているということで、一刻の猶予もないということで、県としましても、その4県と国が有明海の再生について連携をして、話し合いをして取り組んでいくということは非常に有効だということで、本県からも国に対して提案をしております。今回、国からの提案を受けて、本県もそれに参加するという形になっております。

会議自体がどういった形で進むかというのは、まだよくわかっておりませんが、県としましても、有明海の再生に向けて国がリーダーシップをとってやっていただきたいということ、それから4県、4県の漁業者からのいろいろ取り組みについて、提案についても国にしっかり受けていただきたいということ、それから、今回のこの4県協議につきましては、国のほうは農林水産省の農林振興局と水産庁が参加しているということでございまして、いろいろ抜本的な対策をやっていく上では、特措法の関係省庁で6つの省がありますが、そういった国交省とか環境省にも入っていただいて、そういった中で一緒にその対策を検討して取り組んでいただき

たいというようなこと、そういったことについて協議会の中で提案していきたいというふうに思っているところでございます。

○鬼海洋一委員 そのために、これほどいっぱい事業が、この特措法に基づいてさまざま予算をつけられ、そして今までやられてきたんですね。しかし、これだけの事業をやったにもかかわらず、現状どうかというところ、その環境が改善するどころか、あるいは漁獲量がふえるどころか、激減の傾向になっているという現実の中で、もう一回構造的にやり直すんじゃないかというのがこれまでの私どもの意見だったはずですよ。

それで、もう一回ちょっとお尋ねしますけれども、この特措法に基づく国段階の会議が幾つかありますけれども、これはうまく機能しているんですか。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

おっしゃるように幾つかの会議がございます。今度4県協議の場となったこの会議も、従来——もともとありました有明海再生に関する協議会というのがありまして、これを拡充したものでございますので、先ほど委員のほうから御指摘がございましたように、今まで機能しなかったということであれば、それをどのようにしたら機能していくのか十分検討いたしまして、ぜひ活用していきたいと思っております。

実際内容を見てみますと、これまでの調査を通じて再生の道筋を明らかにするという内容でございましたが、それに4県が協調した具体的な取り組みの推進を通じて再生に資するという目的が追加をされておまして、これを分析しますと、これまで県が要望してきました具体的な対策の実行につながるものではないかと考えております。

ですので、せっかくつくられた協議の場で

ございます。好機と捉えまして、水産局とも連携しながら、環境のほうも幹事会のほうで発言の機会等がございますので、ぜひ農林水産省の方針を確認させていただきまして、ぜひ他の3県と歩調をそろえて、有効かつ具体的な取り組みの拡大につながるように、会議として終わってしまうような場ではなくて拡大につながるように、ぜひ取り組んでいきたいと思っております。

○平山水産振興課長 水産振興課です。

43ページにお示ししておりますのが、今委員からございました、左手の赤い枠で囲んだところが特措法の条文に係る会議でございます。委員から御指摘がございましたように、現在、上から、促進協議会、促進協議会幹事会、それと1つ離れて有明海・八代海等総合調査評価委員会といったところが特措法の条文に基づいて設置されている会議でございます。

促進協議会につきましては、知事レベル、それと6省庁の大臣が構成した一番重要な会議でございますけれども、現在までにまだ1回しか開催されたことがないということで、極めて実働がないといったところで、今回動きがございましたのが、平成16年の亀井農林水産大臣の発言によって設置されました右側の太い青い破線で囲んでいる有明海漁場環境改善連絡協議会が動き出したというところでございます。これは、農林水産省が、開門を推進する派、開門に反対する派の両者からの提訴に基づいて相反する裁判の判決が出たことによって、何とか有明海の再生につながるような取り組みをしたいということで設置されたところでございます。

私どもといたしましては、局長からもお話がございましたとおり、中長期開門調査を実施していただきたいという立場は変わりませんけれども、まずもって有明海の資源の回復に結びつくような4県が協調した取り組みが進む

のであればということで、この協議会に参加して、なおかつ国の主体的な関与をお願いするために、関係省庁でございます国交省、環境省にも、この会議に参加してぜひとも再生に結びつくような話の場にしたいということで参加することを表明したところでございます。

今後、10月中には具体的な動きが始まりますので、そこでの国の動きも注視しながら、関係省庁のさらなる参加を希望してまいりたいと思っております。

○鬼海洋一委員 この前のそのメディアの報道を見ながら、何言っているんですかと、今ごろと、長い間この委員会に所属をして、さまざまな角度から有明海の再生を求めてきた一人として、率直にそのようにやっぱり思いましたね。お話のとおり、この特別措置法に基づく促進協議会とかいろいろありますけれども、ほとんど機能していないじゃないですか。しかも、その結果が、あの諫早湾の閉門、賛成、反対、双方に裁判でも負けるなんという、こんなさま。

今、農林水産省、それぞれの省庁、そういうぐあいになっているわけでしょう。だから、ああいう発言をしていただいたということになれば、やっぱり我々、それぞれの地元の受けとめ方というものも、その機に乗じて、我々が考えてきた、これまで問題だと思っていたことを、改めて厳しく国に求めるということをやったりやってほしいというふうに思います。そうしなければ、今、砕砂の問題、海砂の問題について議論がっておりますけれども、一番大きな問題は、河川からの流入のこのヘドロ等の堆積によって明らかにアサリ貝が今絶滅状況に来ているということでは言われているわけですから、構造的な変化をどうするかということを決めず、もう解決しないじゃないですか。だから、そういう意気込みで、それくらいのはまりで、こ

のチャンスを生かしていただきたいということ強く求めておきたいというふうに思います。

○平岡水産局長 鬼海委員から、抜本的な部分の対策ということかなと思ったんですが、この委員会の中でも、泥質化という問題、干潟、それから干潟周辺に非常に泥分が多くなってきているということ、そういった部分も非常に抜本的な対策が必要であると、ぜひそういったことの対策に取り組んでもらいたいというようなことも、この協議会の中でしっかり伝えていきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 鬼海委員の質問と関連して、諫早湾干拓の中長期開門調査とか4県協議について少し伺いたいと思います。

ことしの8月8日に、有明海・八代海等再生推進連絡協議会、この左岸のグリーンのところですね。ここが要望書を出しているんですね、海域環境悪化対策と具体的な施策ということですね。これはこれで出しているんだけど、今度国のほうもかかわって4県協議が持たれると。この4県協議をどういうふうに見るのか、どういう役割を果たすのかというのが、まず最初に聞きたいんですけども。

1つは、長崎県が嫌々すると。長崎県を入れるためには、諫早湾の開門調査問題は一応棚上げということが伝えられていますね。そうすると、鬼海委員からもあったけれども、いろいろこれまで国としてやってきたけれども、根本的に有明海異変の問題を解決する——熊本県も中長期開門調査という立場をずっと主張してきたけれども、そういうのが棚上げになって解決策を見出すことができるのかという問題があるわけですね。

そこで、西川大臣が先日佐賀県知事と会ったときの報道で、4県が同じテーブルで話し

合い、意見が一致すれば、国営諫早干拓事業の開門問題の解決にも近づくというふうに述べたと伝えられているんですよ。

4県協議の中で、一応諫早問題は棚上げに、いわば協議事項から除くけれども、協議の中でそれに接近するように求めていくのか、そういうふうに理解していいのか、熊本県としてそういう取り組みをするのか。それとも、熊本県は熊本県として、4県協議とは別な場所でもいいですか、県独自にこの中長期開門調査問題については努力していくのか、追求していくのか。そこら辺のところをまずちょっと聞きたいんですけどもね。

○平山水産振興課長 中長期開門調査の実施につきましては、これまでの委員会でもお答えしたとおり、県として、有明海の異変の解明のためには、中長期開門調査は必要だという立場、これは、9月9日に、知事の定例記者会見で知事もおっしゃっていたと思いますけれども、その立場には変わりがないと。それはまた、この特別委員会の中でも議論いただいて、皆様方からの各委員からの意見としてもそういうことだというふうに認識しております。ですから、今後とも国に対して中長期開門調査の実施については求めてまいります。

ただ、今の有明海の状況といったところが、まず、漁業者の皆様方の資源の減少、アサリの減少、ノリの不作と、非常にもうぎりぎりのところだと。ノリにつきましては、ことし、平成に入って最低の生産額でございまして、これは2年続けて、おととしが84億円、昨漁期が81億円というところで、最低のできでございまして、まずもって資源の回復に結びつくような取り組みをやってほしいといった漁業者の皆様のご意見でございまして、中長期開門調査を希望しながらも要望しながらも、一方で、ぎりぎりいっぱいのところに来ている有明海の再生に向かうことを議

論して4県が協調して取り組めるものがあれば、国の協力をいただきながら4県で取り組むといったことを協議する場というのは非常に重要だという認識で、この協議会に参加することを決定したところでございます。

最初に申しましたけれども、中長期開門調査は有明海の異変の解明のために必要だといった考えは変わらないというところを、まずお答えさせていただきます。

○森浩二委員長 だから、聞かれているのは、4県協議で言うのか言わないかでしょう、その問題に。

○松岡徹委員 もう一回聞きますと、大臣は、協議、話し合いをしていけば、諫早干拓の問題、開門問題の解決にも近づくというふうに言っているわけだね。だから、この4県協議の議論というのは、ずっとそこまでいわば結果として煮詰めていくのか。その点は、熊本県としてどう努力するのか。

それと、もう一つは、最初からそういうわけにはいかぬから、いわば開門調査のために、これまでの県のスタンスをどういう形で効果のあるように働きかけたり努力をしていくのかということを知っているわけですね。

○平山水産振興課長 資料の44ページから46ページのこの3ページにかけましてが、9月9日に農林水産省から示された内容でございまして。その中で、話し合いの前提というのが示されてございます。

まず、①として、開門問題には触れないと。

これは、長崎県さんと立場が異なりますので、長崎県さんが同じテーブルに着くための前提として開門問題には触れないということでございますので、当面、この協議会の場で開門調査を議論することは、まずございません。

一方で、今説明しましたとおり、中長期開門調査は必要という県の立場は変わりませんので、これは別途国への政策提案等で今後も国に対して強く求めてまいります。

○松岡徹委員 それで、これは部長にちょっと聞きますけれども、この前の委員会で、結局は長崎県も含めて合意するためには、この諫早湾問題は、漁業者の立場だけじゃなくて、漁業、農業、防災、特に長崎がこだわるのは漁業と防災ですから、この3つを一体とした解決策を示さないと長崎県の合意は得られないと。そういう点で、いわゆる一般的に開門調査が必要だというだけじゃなくて、熊本県として、もう少しこの3つの角度から踏み込んだ研究をして提言なんかを考えたらどうかということに対して、知事もいろいろ考えてみる必要はあるかなという答弁だったんですけれども、その後、何かいい案とか考えは煮詰まってきておりますでしょうか。

○谷崎環境生活部長 今回の松岡委員からの御質問に対して、端的に言って、特にその具体的なものが煮詰まっているということではございません。

今お話があっているように、この4県協議が、やっぱり長崎、佐賀、それぞれがテーブルにのってきたということを、まずは評価したいと思いますし、その場で、今この44ページに示されておりますけれども、このような方針で、先ほど課長が申しあげましたように、せっぱ詰まった有明海・八代海の状況である、漁民の方々の非常に厳しい状況があるということを受けて、まずは、対症的である部分があるかもしれませんが、構造的な部分も含めて4県がテーブルについて、この問題について正面から議論するということが大事なことだと思っておりますので、この4県協議は私は大事にしていきたいと思っております。

また、そういう中で、開門調査について発

言をすることは、別途ということで発言がありましたけれども、まさしくそれを方針として示されておる状況の中で、私どもが、その発言する状況の中で、この4県協議が協議の場として成り立たないということは、もう望むところじゃありませんので、この4県協議の場を我々としても大事にしながらそこで発言していきたいと思っております。

今開門調査についての総合的な見解を述べるべきだという部分については、別途その機会を捉えて、私どもとしても政府提案の中でも要望していきたいということで考えていますので、そういう中で、今松岡委員から話がありましたような部分について、総合的な部分で、我々のほうとして、農業者のほうの気持ち、それから防災の部分についても、簡単でないわけじゃないでしょうけれども、ただ、今のところ、やっぱり漁業者が非常に厳しい状況になっているということ、本県の立場としては主張していくのかなという思いでおります。

○松岡徹委員 どうもちょっとこうかみ合わぬところがあるのは、その漁業者がいわばもう何人も自殺をして、いわば宝の海有明海が、魚のとれない、ノリの生産も価格も落ち込むというような深刻な事態の中で、結局は、それを解決するために諫早干拓の開門調査が必要だということを福岡高裁で確定判決がなされてきたわけですよ。熊本県もそれを主張してきたわけだから。4県協議をやることによって、結局はそのことがいわば狡計になされれば、これは本末転倒だと思うんですよ。

だから、4県協議は4県協議で、私は、大臣がこういうふうに言ってるから、ずっと煮詰める中で、やっぱり諫早干拓問題に結局は行き着くようになるように熊本県も努力してほしいんだけど、やっぱり棚上げしたまま差し当たりの対策対策だけでやっても解決

しなかった、問題はより深刻になるばかりだったというのを鬼海委員も言ったとおりで、

それで、私はやっぱり漁業、農業、防災を一体にした提案をすべきだということで、部長に注文つけるだけではなくて、僕自身もいろいろ研究してみたんですけども、改めてちょっと部長に、少し資料提供というか、したいと思うんですけども、5月26日の参院決算委員会、質問者は、仁比聡平議員、答弁者は、林農水大臣、太田国交大臣、谷垣法務大臣、麻生財務大臣、菅官房長官、これだけの人がこの決算委員会で答弁者になっているんですけども、この中で非常に注目されるのは、太田国土交通大臣と国土交通省の水管理・国土保全局長の答弁があるんですけども、要するに、本明川の河口、諫干のところの1級河川の本明川の河口に堰をつくって、いわば農業用水を取水することを基本にしたほかの小さな河口もあるんですけども、農業用水を取水することができるんじゃないかという質問をしたのに対して、局長も、太田大臣も、それはできますと。ただ、これまで福岡高裁の確定判決が出て3年余り、一回もそういうことで農水のほうからの相談はあっておりませんと、相談があれば国土交通省として適切に対応しますと。

太田大臣の言うておられること自体を少し読んでみますと「1級河川の防災とか地域の防災等々については、これは取り組むことが我々としては任務だというふうに思っておりますが、今お話のこれまでありました諫早干拓事業をめぐる代替水源の確保として、海水淡水化施設以外の具体的方策については、平成22年の福岡高裁での開門義務履行の確定判決以降、これまで農林水産省より協議を受けておらない、先ほど申し上げたとおりでございます。」これは、先ほどというのは局長が答弁しているわけですね。国土交通省としては「1級河川本明川を管理する立場といたしまして、農林水産省から協議の求めがあれば

適切に対応してまいりたいと考えております。」と、こういうふうに国土交通大臣が答えていらっしゃるんですよ。

ここにちゃんと——本明川というのは1級河川だから水量もあるわけで、ほかの河川もありまして、そこに堰をつくっていわば取水することはできるんだと、大臣も、いわば国交省の事務当局も言っているわけですね。ただ、確定判決したけれども、農水からは一回も相談はあつたらぬと、相談があれば対処しますよというふうに大臣が答弁しているんですよ。

こういう点なんかは、本当に長崎が一番こだわっているのは農業用水ですよ。防災もありますけれどもね。これをやれば解決できるんですよ。そういう点で、私はもう少し——部長がああいう答弁をされてからかなり日がたっておりますので、英知を集めた努力をお願いしたいなと思うんですけども、その辺は部長いかがでしょうか。

○谷崎環境生活部長 多少門外漢的なところはあられるかもしれませんが、農業用水の確保については、過去にもボーリングをしてその水の確保をするといったことも私も報道で存じ上げておりますけれども、今の農林省の協議がないということに対する大臣及び局長のお答えについて、その真意は、ちょっと私としても、その国会の答弁自身を今初めてお伺いしましたのでわかりませんが、農業問題については、まさしく長崎の中での農業の振興とそれから漁業の振興という意味での国側からのアプローチをしながら、いろんな打開策をこれまで試みてこられているという状況は存じ上げています。国の政策の中で、今国交省と農林省との間においてどのような協議が今後なされるかということもあるでしょうし、私どもとしてそれを発言することはちょっと控えさせていただきたいと思います。

それと、総合的な部分ということですが、

私どもとしても、先ほど申し上げましたように、やっぱり漁業者が今の厳しい状況に置かれているということ、そういった観点から、国のほうにはしっかり物を申していかなきゃいけないだろうなど、そういう思いで今おります。

○松岡徹委員 繰り返しになるけれども、漁業者の今の困難を解決するためにも、中長期開門調査をして、この有明海汚染の原因をきちっとして解決せないかぬということですね。

ボーリングの話が出たけれども、結局は農水がそのボーリングをするとかなんとかのことを基本にした代替案を出すものだから、それは、農民としては、それでは地盤沈下したりして大変だということで断固反対なんです。だから、それでは解決しない。それで、本明川などから取水するというので、国交はやっていいと言ってるわけだから、そういう点を長崎も含めていろんな形で協議をして、話をまとめるという努力をすべきではないかと言ってるんですよ。

○谷崎環境生活部長 今、国会での答弁でのやりとりの部分については、私がそれに対してお話をするつもりはないんですが、いずれにしても、ボーリングの問題もそうですし、今回のその堰の問題も、その堰をつくることによって、どのような問題が生じてくるか。これは全て地元での合意がなされている部分でもまだないでしょうし、いろんな意味でいろんな方策が出てくるんだろうと思います。

ただ、やっぱりそれを待っては、我々としても、その漁業者の今の状況というのは厳しい状況に置かれているということは再三申し上げているとおりですので、その部分について、我々としては、今置かれている今の漁業者の立場をしっかりと代弁しながら主張していくというのが一番の問題解決に近づくんじ

やないかなと思っております。

堰の問題についても、ボーリング問題についても、まだまだ時間はかかってくると思いますし、そういった問題が浮かんできてくる中で開門調査がどんどんおこなわれてくる、そして、その結果として、有明海、八代海の環境状況が悪化して、漁業者の非常に厳しい状況がますます厳しくなってくるということについては、我々としては猶予もならないという状況で今おります。

○松岡徹委員 これで最後ですから。

その漁業者漁業者と、私は、もう最初から、漁業問題からずっと言ってきたんですけども、この10何年ね。

例えば、今、諫早干拓というのは、大体1万1,000ヘクタールぐらい、最初は諫早湾を全部閉めるつもりが3分の1になって、大体3,500ヘクタールになって、その中で2,600ヘクタールが調整池になっているわけですよ。それは知っているとおりで。

この調整池は、どういう状態にあるかというと、保健科学大の高橋先生が詳しく調査しているのなんかを読んでみると、アオコのミクロシスチンというのが、いわばWHOの基準で見ると、表層水では15倍高いらしいんですよ。その泥水でいくと600倍になるらしいんですよ。干潟のときには、1平方メートル当たりで1,000から2,000グラムの生物があったのが、今は2グラムぐらいで1000分の1ぐらいになっているらしいですよ。このいわば非常に汚れた水が——諫早干拓というのは、いわば水門が閉められているけれども、完全に閉められているんじゃないんですよ。毎日毎日その汚れた水が海に流されているんですよ。まさに漁業の問題なんですよ。

だから、開門調査をして、門をあけていわば海水を入れかえて、あの短期開門の調査をしたときだけでも、かなり環境が改善してタイラギがとれるようになったとか、そういう

ことがあったんですよ。それをやらないと、いわば汚れた水がどんどん毎日流されているというのが実態なんです。漁業者、漁業者と言うけれども、漁業問題のためにも、この開門調査を急いでやらなきゃならぬのだということですね。そこを腹に据えて、本当に熊本県が開門調査を求める立場ならば、知事を先頭に、いわば4県協議は4県協議と、きちっと取り組みを強めていただきたいと思います。求めています。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに質問は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なしですね。それでは、有明海、八代海の質疑は終了します。

それでは次に、地球温暖化対策に関する件について質疑はありませんか。

○井手順雄委員 この49ページを見てみますと、業務部門、家庭部門、産業部門、本当、平素の節電とかいろんなことで努力なされて、横ばいもしくは減少にあるということで、本当、皆さん頑張っておられるなという思いがあります。

しかしながら、最終的には、これがどこまで下がるかわかりませんが、あとはもう横ばいで推移していくのであろうというふうなことはいずれ推測できるんですが、この電気量の急激なアップですよ。

平成22年から24年、これは、いわゆる原発が停止したことで、化石燃料等を、重油だとかそういう石炭等を燃やして、それでCO₂が大きく排出してこういったグラフになっているというようなことでありますけれども、基本的に、この地球温暖化というのは、京都議定書から始まりまして、もう来年には中国、アメリカも参入するという環境の中で、本県のみならず、日本国はどこの県において

もこういった状況であらうというふうな考えられると思うんですが、何を言いたいのか。

結局、原発が動けば、これが下がるのはもう明白であるというふうなことであろうということですが、県の温暖化対策を進める中で、この原発というのはどう考えておられるのか。そこ辺の問題を、谷崎部長、お聞かせ願いたい。

○谷崎環境生活部長 済みません、今のこの表は、確かに温室効果ガスの排出量の計算からいって、先ほどから説明いたしておりますように、エネルギー使用量といったものは減少しないしは横ばいということで推移している状況で、ということは、それだけ非常に節電意識ということについて県民、国民のそれぞれの動きが如実に出てきているのかなと思っております。

ただ、先ほどお話がありましたように、一方では原発の再稼働がとまっている状況の中で、数値的にあらわしますと、火力発電所によるCO₂削減がままならない状況の中で、CO₂の排出量がふえてきているということが、この表であらわれているとおりでございます。

なおまた、今井手委員のほうからお話がありました原子力発電所について、結果としては、この温室効果ガスを増大させている状況というのはそういうことで、原子力発電所が今再稼働ができてないという状況下であらわしているわけですが、ただ、この原子力発電所については、まさしく国のほうで、エネルギー政策としてどのような構成比でこの電力供給を行っていくかということは、今後国のほうで進めていくこととなります。

今後の国のほうのCO₂削減目標というのをまだまだ明確にされてませんし、また、その中では、エネルギーのもとになります原子力発電所と火力発電所、あるいは再生可能エネルギーのいろんな構成比について明確なも

のがまだ国側としても示されておりませんが、大変ありがたい質問ではございますが、私からはなかなかお答えができない状況でございます。そのあたり御考慮いただければと思います。

○森浩二委員長 ほかに。

○山口ゆたか委員 実は、この60ページですが、グリーンカーテンの普及等々、ライフスタイルの転換に向けた啓発ということで、皆さんも率先的な行動をされていると思いますけれども、皆さんが仕事をされる本庁舎とか新館に行けば、夏場に行けば大変な暑さで、私だったら、これは仕事をしたくないというか、能率が悪くなるんじゃないかというぐらい暑い時期もありますよね。

こういったものは、グリーンカーテンじゃちょっと弱いでしょうから、もうちょっと新たな方策を考えられてはいかがかなと思うんですよね。あの暑さではちょっと能率に影響するんじゃないかと。そしてまた西日もきつい等もありますし、かなり仕事には影響するんじゃないかなと。確かに皆さんの努力は認めますが、もう一步踏み込んで、何か新たな策を考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤環境立県推進課長 今御提案をいただいたんですが、グリーンカーテンにつきましては、温暖化への取り組みの象徴的な取り組みと位置づけておりますので、グリーンカーテンは引き続き続けていきたいと思っております。正直言って、夏場の暑いときは本当にもう1度下げたいなという気持ちもないではないんですけれども、しかし、CO₂の削減というのは待ったなしの状況でございますので、冷房の適正な温度設定については引き続き努めたいと思っております。

○山口ゆたか委員 そこを否定するわけじゃなくて、今までの取り組み以上に何か新たなことを考えたらいかがかということなんです。

○佐藤環境立県推進課長 温暖化対策というのは、CO₂の削減が最終的な成果目標でございますので、今回の説明では温暖化排出係数が上がったからというような話もしましたが、実際、今後こういうことがあってもCO₂削減自体は進めていかないといけないと思っております。

今考えておりますのが、市町村を巻き込んで、もっと県民のお一人お一人にそういった危機意識といいますか、そういったものが伝わっていくように工夫をしたいと思っております。

○山口ゆたか委員 係数にこだわるだけじゃなくて、現実的な対処として、もう一個何か考えたらいかがかということなので、要望します。

○小早川宗弘委員 八代振興局でもグリーンカーテンの取り組みをするというふうなことで、私もちょうど5月か6月ぐらいに見にいったんですけども、去年もされたということで、途中でうまく伸びなかったと。ことしも局長出らぬだったですかと言ったら、ことしもだめだったということで、そんな経費はかからぬけんよかでしょうけれども、ぜひ取り組むなら成功されるように、ゴーヤが食べられるように、そういう取り組みをしてください。要望だけです。

○松岡徹委員 なかなかエネルギー政策は難しい問題で、ここで原発の議論をやると、また……。ただ、まあ僕の感想としては、やっぱり今の福島事態とか、今度御嶽山が爆発して、規制委員会のあれでは、火山予知につ

いては全く検討体制になっていない。そういうこともあって、やっぱり一つ一旦事故を起こせば大変なことになるから、そういう思いがありますし、そういう立場で運動もやっているんですけども、それはそれとして。

ちょっと質問としては、熊本県のエネルギー計画で、2020年まで、家庭で使う電力については、いわば電力換算で再生可能エネルギーと節電、省エネで何とかペイするようになるような、そういう計画になっていると思うんですね。その進捗状況といいますか、知事もよく再生可能エネルギーの本格的なやっぱりシステムをとおっしゃっているけれども、この表で見ると、地熱とか、水力とか、風力とか、なかなか十分ではないような感じがするんですけども、その点はいかがですかね。

○村井エネルギー政策課長 熊本県の総合エネルギー計画では、新エネルギーの導入で原油換算の60万キロリットル、省エネの推進で40万キロリットルで、中長期目標である平成32年度末に100万キロリットルの目標を達成するという目標を立てております。

前回の委員会でもお答えしましたが、まだ最新の25年度末のが完全に出そろってませんので、前回お答えしたとおりになるかと思えますけれども、24年度末では37万キロリットルが新エネ導入で図られておまして、省エネ推進で13万キロリットルの50万キロリットルということでございまして、短期目標、平成27年度末が58万キロリットルを目標としておりますので、おおむね順調に推移しているというふうに今のところ判断しております。

○松岡徹委員 25年度末のは、いつごろ出るとですか。

○村井エネルギー政策課長 もうすぐまとまるというふうに聞いております。

○内野幸喜委員 一番最初に、いいくに発電所のときにちょっと話が出たんですけども、九州電力さんの買い取りの中断の件ですね。

まず、熊本県としては、太陽光等を積極的に推進してきた中で、この需給バランスが崩れるということで、将来的にはそういうことがあるかなというふうには思ってたんですけども、ちょっと早くこういう時期が訪れたのかなと。その中で、県としては、これについてはどのように思っているのかというのを、まず1点お聞きしたいと思います。

それから、もう1つ、2つ目が、例えばこの54ページ、国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業とか、(h)の市町村が行う新エネ導入、省エネ推進など書いてあります。こうした事業に対して影響があるのか。さっき、いいくに発電所については影響はないという話だったですけども、こうした事業に何らかの影響が出てくるのかというところをちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

○村井エネルギー政策課長 今後の再生可能エネルギーの普及に今回の九電の系統連系への回答の保留が何らかの影響を与えるということは否定できないというふうに思っておりますが、県の再生可能エネルギーの推進の姿勢には変更はございません。

これは、今回の九電の措置というのが、電力の安定供給を前提に、他の電源とのバランスを考慮した上で、再生可能エネルギーを最大限に受け入れていくためというふうに理解しておまして、総合計画が目指しております方向が変わるものではないというもののため、現時点で目標を見直す予定はないと、必要はないというふうに考えているところでございます。

○内野幸喜委員 2点目はどうですか。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございますが、お尋ねの市町村向けの再生可能エネルギー等導入推進基金事業につきましては、自家消費が基本でございますので…

…。
（「聞こえませんが、もうちょっと大きい声でお願いします」と呼ぶ者あり）

○佐藤環境立県推進課長 失礼しました。

2点目の市町村向けの再生可能エネルギー等導入推進基金事業につきましては、自家消費が基本でございますので、売電をいたしておりませんので、それにつきましては影響はございません。

○内野幸喜委員 わかりました。

○森浩二委員長 ほかにないですね。

それでは、地球温暖化に関する件は終了いたします。

それでは、その他の質問に入りますけれども。

○荒木章博委員 2点だけちょっとあります。

今、御嶽山の死亡等が報道されておりますけれども、熊本には阿蘇山という一つの活火山もあるわけですから、いついかなるときにもこういう事例がないとは限らないんですよ。そういった中での対策というのは、当県はどういうふうに考えておられるのか。環境……。

○森浩二委員長 環境的にですか。

○荒木章博委員 環境的にも含めて、対策。だから、この環境委員会でそういうのもやっぱり今から論議していかなきゃいかぬとだろうと私は思うんですよ。どなたか。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございますが、火山に関しましては、阿蘇山がございまして、知事公室ないしは危機管理課のほうでその対策は練っているところだと思います。ただ、環境に関しては、今御指摘のありましたことについては、今のところ特段の協議というのには行っておりません。

○荒木章博委員 当然そうだろうと思うんですけども、ただ、防災もちろん当然ですけども、今からの環境的な問題ですね。あれだけの被害をこうむるわけですから、環境に対しても、やっぱり環境もこれに加わって、こういう火山対策とかそういうものも今後やっていただきたいと要望しておきます。

続きまして、もう1点。

今、鬼海委員が、そこにグリーンのマークをはめておられて、熊本県を挙げて、知事が先頭に立って有機野菜の奨励を取り組んでおられます。今の状況では——鬼海先生がはめておられたから、私もすぐ入会をいたしました。やっぱりこれは協力せないかぬなと思って。何でそがんとはめとんなつとですか、そがんくまモンのバッジは見たことありませんと言うところが、鬼海先生から、こうやって農業の一つの奨励の中でやるんだよという御指導をいただきましたので、私もすぐ入会をいたしました。皆さんも多分全部入っておられると思いますけれども。

そういったことで、今どういう、これだけの例えば県が進めている県民に対しての告知ですね。前回もちょっと言ったかと思うんですけども、告知やら、そしてまた生産者に対する普及、どのくらいのペースで今上がってますか。

○園田農業技術課長 農業技術課でございます。

今委員のほうから話がございました、くま

もとグリーン農業のバッジのことというふうに思いますが、グリーン農業につきましては、生産宣言、これは生産をする人の宣言、それと、それを応援する応援宣言というのを今推進しております、今現在、生産宣言が1万2,289件ということで、これはページで行きますと13ページのところに件数を載せております。13ページの一番下の②の取り組み状況等のところに書いてございますが、生産宣言が1万2,289件、それから応援宣言が7,795件ということになっております。これは4月から比べますと、かなり応援宣言のほうが入っております、4月からしますと、もう2,000件近く応援宣言が入ったという状況でございます。

○荒木章博委員 私も余り知らなかったものですから、早速これの応援宣言のほうに入らせていただきましたので、今後も、こういう啓発活動には、県の指針ですので、頑張らせていただきたいと思います。

終わります。

○松岡徹委員 この前の委員会で新幹線の騒音被害問題をちょっと聞いたと思いますが、その後、調査をするということで調査がやられたと聞いておりますけれども、やっぱり相変わらず基準オーバーが出ているのかなと、出てたんじゃなかったかと思うんですけれども、それと対策ですね。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

新幹線騒音につきましては、今年度も測定を終了しております、結果につきましては、4月から7月にかけて、全26地点で実施をしております、そのうちの7地点で騒音の環境基準を超過しております。

その7地点につきましては、全て個別対応等の対応作業、音源対策と個別対策というよ

うな形で対応されておまして、どうしても音源対策ができないといいますが、いろんな音源対策、防音工事であったり緩衝材による音の減少というようなのを加えても、どうしても音源対策で対応できなかった部分につきましては、個別の対策、例えば普通の窓ガラスをサッシガラスに変えたりとか、二重サッシガラスに変えたりとか、そういう個別の対策を全て済ませておるといふふうに聞いております。

○松岡徹委員 なかなか、それでもやっぱりオーバーしているところの人は深刻な実態をおっしゃるわけね。難しい問題だけど、やっぱりできるならばあそこのところを少し減速すれば一番解決するんですけども、今後、私なりにも努力していきたいと思いますが、県としてもいい知恵がないか考えてほしいと。

○森浩二委員長 よろしいですか。

それでは、質問を終了いたします。

それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題は全て終了しました。

それでは、これをもちまして第19回環境対策特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

環境対策特別委員会委員長